

2025年度（令和7年度）函館市一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物処理の基本的事項

(1) 処理区域

函館市の全行政区域

(2) 計画期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）
3月31日まで

(3) 処理対象

ごみ、し尿・浄化槽汚泥

2 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出量

区 分	年間排出量（t）
家庭系ごみ	54,103
事業系ごみ	35,383
合 計	89,486

道路等で発生した所有者が不明な犬・猫等の小動物の死体（事業系燃やせるごみ）	800体
---------------------------------------	------

(2) ごみの発生抑制・リサイクル等の推進の方策

ア ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の促進

項 目		概 要
生ごみ減量化の推進	家庭用電動生ごみ処理機の普及促進	家庭用電動生ごみ処理機の購入費を一部補助することにより市民の購入を促す。
	生ごみ水切り排出の促進	家庭から排出される生ごみには水分が約80%含まれているため、生ごみの水切り排出を促進する。
	ダンボールコンポストの普及促進	講習会の開催などにより年間を通じて屋内で手軽に取り組めるダンボール箱を利用した堆肥づくり（ダンボールコンポスト）の普及促進のほか、ダンボールコンポストに取り組んだ市民へのフォローアップを行う。
	業務用生ごみ処理機の普及促進	導入を検討している事業者に対し貸し出しを行い、処理機の有効性を体験してもらうことで普及促進を促す。

食品ロス削減の推進（生ごみの発生抑制）	情報発信や周知啓発による意識の醸成	食品ロスの現状や施策などの情報を、ホームページやSNSなどの各種広報媒体や環境パネル展などのイベントのほか、出前講座などにおいて広く周知を図ることにより、食品ロス問題を認識してもらい、市民一人ひとりの食品ロス削減に対する意識向上を図る。
	食品の在庫確認や冷蔵庫等の整理整頓の推奨	本来必要のない食品の購入のほか、賞味期限および食品の保存状態の未把握などを原因とする食品ロスを防止するため、買い物前の食品の在庫確認や冷蔵庫などの整理整頓を推奨するための周知啓発に努める。
	食品ロス削減レシピ等の活用促進	食材の無駄がない調理方法や保存方法など、家庭での食品ロス削減につながるレシピ等の活用を促進する。
	食品に関する正しい情報の普及啓発	買い物や飲食などさまざまな場面において、正しい知識のもと食品ロスを削減する行動につなげてもらえるよう、消費期限と賞味期限の違いや食材の効果的な保存方法の周知などの食品に関する正しい情報の普及啓発を図る。
	食品ロスダイアリーの活用促進	各家庭において自身の食品ロスの状況を把握するため、未使用のまま捨てた食品や食べ残しなどを日記形式で記録する「食品ロスダイアリー」の活用を推進する。
	残さず食べよう！30・10運動の普及啓発	宴会などで、開始後30分、終了前10分を離席せず食事を楽しみ、食べ残しを減らす「残さず食べよう！30・10運動」の普及啓発を図る。
	てまえどりの促進	買い物の際に、すぐに食べるものは賞味期限が近い手前の商品から順番に購入する「てまえどり」を促進する。
	事業者向けの周知啓発	食品関連事業者に対し、市における取組の周知や販売時や外食時等における協力を要請し、食品ロス削減の普及啓発を図る。
	食材使い切り料理教室の開催	食べきれなかった料理や余った食材などを活用した料理教室を開催するとともに、参加者に対し食品ロスの情報提供を行う。
	食品ロスゼロ推進店事業の実施	安全に配慮したうえで食べ残してしまった料理の持ち帰りや小盛メニューの提供などに取り組む飲食店等を推奨し、飲食店等における食品ロス削減を図るとともに来店客に対しての意識向上を図る。
	フードドライブの促進（未利用食品の有効活用）	家庭で余っている食品（未利用食品）を集め、必要としている福祉団体や子ども食堂などに寄付する活動である「フードドライブ」を促進するため、市内のフードドライブの実施箇所や実施団体をホームページなどで周知するほか、環境に関するイベントなどにおいて、周知啓発することにより未利用食品の有効活用を促進する。
	フードバンクの促進	規格外農作物等や余剰在庫などで安全に食べられる食品や防災備蓄食品などを、必要としている方に無償で提供する活動を行っている「フードバンク活動団体」を民間事業者に紹介することなどにより、食品ロスの削減とともに食品を必要とする方への支援につなげる。

	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加	広く全国で食べきり運動等を推進し、以て３Ｒを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的に設置された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の参加自治体として、全国共同キャンペーンなどにあわせて食品ロス削減の取組をホームページなどで周知啓発し、意識向上を図る。
	関係機関等との連携	国や北海道と情報共有を図り、食品ロスに関する情報や実施施策を広く市民へ発信することにより意識向上を図る。 また、食品ロス削減については、一般廃棄物の減量、消費者への周知啓発、食育の推進、フードバンク・フードドライブ活動の促進、規格外農作物等の有効活用など、複数部局にかかわる横断的な取組であるため、食品ロス削減推進関係部局会議の開催など庁内関係部局との連携により食品ロス削減に向けた取組を推進する。
リユース事業者による再使用の促進		リサイクルショップなどのリユース事業を運営している民間事業者の取組の利用促進などにより、ごみになる前のリユースに関する取組を促進し、ごみの発生抑制を図る。
自転車・家具類の再生利用		リサイクルセンターにおいて、使用可能な自転車、家具の粗大ごみを修理再生し、希望する市民へ安価で売却し再生利用を推進する。
古着のリユース・リサイクルの推進		家庭から排出されるごみの約１０％を占める繊維類は、集団資源回収に加え、公共施設等での拠点回収や環境に関するイベントでの回収のほか、民間事業者のリユース・リサイクルルートの活用を推進する。

イ ごみの再資源化（リサイクル）の推進

項 目	概 要
集団資源回収の促進	町会・自治会などによる集団資源回収に対し、回収量に応じ資源回収団体には資源回収推進奨励金を、資源回収業者には資源回収推進謝礼金を支給するなどの支援のほか、資源回収の促進について出前講座などの啓発事業や、SNSなどの各種広報媒体による周知啓発に取り組み、古紙などの再資源化を促進する。
事業系古紙の再資源化の推進	事業所から排出されるごみには、資源化可能な紙類の混入割合が高いため、資源回収業者による“古紙の無料回収”の取組について、ホームページやリーフレットなどにより周知を図るほか、事業所への協力要請を行い事業系古紙の再資源化を推進する。
資源ごみの分別収集	資源ごみとして収集している缶・びん・ペットボトル、プラスチック容器包装の分別収集を継続し、出前講座などの啓発事業のほか、SNSなどの各種広報媒体の活用や不適正排出者宅の訪問などの直接の排出指導により、ごみの適正分別の周知啓発によるさらなる適正排出の徹底を図る。

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集および再商品化実施の検討	2022年（令和4年）4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチック使用製品廃棄物（製品プラスチック）の効果的・効率的な分別収集および再商品化の実施に向けた調査・検討を行う。
燃やせないごみ、粗大ごみの再資源化	七五郎沢廃棄物最終処分場に搬入された粗大ごみや自己搬入された燃やせないごみから鉄などの金属類を回収し再資源化事業者等へ引き渡すことにより、有用資源の活用や埋立処分量の削減を推進する。 【処理見込量368t/年】
使用済み小型家電製品の再資源化	金や銀などの貴金属やレアメタルなどの有用金属を含む使用済み小型家電製品を、市内の公共施設や商業施設に設置した回収ボックスで回収し、有用金属などの再資源化を推進する。 【処理見込量50t/年】
乾電池の再資源化	町会館、公共施設等に設置した回収ボックスで分別回収し、鉄、マンガン、亜鉛等の再資源化を推進する。 【処理見込量60t/年】
蛍光灯等の再資源化	家庭から排出される水銀を含んだ蛍光灯、体温計等を、家電量販店、ホームセンターなどに設置した回収ボックスで回収し、水銀、ガラス等の再資源化を推進する。 【処理見込量6t/年】
焼却灰の再資源化	日乃出清掃工場から発生する燃やせるごみの焼却処理後に発生する焼却灰の一部をセメント原料として再資源化し、埋立処分量の削減を推進する。 【処理見込量730t/年】

ウ 環境教育の充実，環境啓発・環境美化の推進

項 目		概 要
環境教育の充実	環境教育副読本の配信	小学生の社会科や総合的な学習の時間における本市のごみ処理の現状などの身近な問題や食品ロス，地球温暖化などの世界的な問題の学習支援として，環境教育副読本を配信し，環境教育の推進を図る。
	環境活動等の実施	子どもたちが環境保全やリサイクル等について考える活動に参加し，環境や資源を大切にすることや環境問題解決のために自ら考えて行動する心などを育むための環境教育を推進する。
	ごみ処理施設の見学	小学生をはじめ，幅広い市民を対象にリサイクルセンターの施設見学を実施し，資源ごみの処理の仕組み等について理解を深めてもらうことにより環境意識の醸成を図る。
環境啓発の推進	プラスチックごみ削減の推進	プラスチックごみが海洋環境の汚染や生態系に及ぼす影響が問題となっていることから，ビーチコーミングなどの取組により市民の行動変容を促進するとともに，海岸清掃による美化活動を推進する。

	環境部ニュースの発行	ごみの減量化・再資源化のほか、温暖化対策などの環境に関する情報を、親しみやすいレイアウトや分かりやすい表現とするなど創意工夫し、市民に対し情報提供を行うことで環境保全意識の向上を図る。
	出前講座の実施	市内の団体を対象に、ごみの分別や減量化・再資源化などをテーマとした出前講座を実施し環境に対する意識の向上を図る。
	環境関連イベントの実施	プラスチックごみ問題や食品ロス、地球温暖化などのさまざまな環境問題のほか、3Rの推進やごみの適正処理等について周知を図るため、環境に関するイベントや環境パネル展などを開催し、幅広い年齢層の関心を高めるとともに、循環型社会形成の重要性に対する意識の醸成を図る。
	事業者によるごみの減量化・再資源化に係る取組の推進	事業者が積極的に包装・梱包資材の簡素化や使い捨て容器の使用自粛などに取り組むよう啓発するとともに、リサイクルショップや資源物の店頭回収を行っている事業者等を市民に周知し、ごみの減量化・再資源化を推進する。
	ホームページ、SNSを活用した情報発信	ホームページにおいて適正なごみの分別やごみ収集日などを周知するほか、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や市公式LINEなどを活用し、環境に関する情報のプッシュ通知による積極的な発信に努め、環境に対する意識の向上を図る。
環境美化の推進	環境美化運動（ボランティア清掃活動）の実施	生活環境の保全、良好な都市環境の形成を図るために、町会・自治会、事業所、協力団体等と連携し、自主的に清掃活動に取り組む団体等に対し、専用のごみ袋を配布するなどの支援を行うとともに、全市一斉清掃や函館港まつり翌朝清掃などの清掃美化活動を推進する。
	ごみ散乱防止啓発活動の実施	街の美化と市民モラルの向上を図るため、ごみのポイ捨て防止啓発事業を実施し環境に対する意識の向上を図る。
	函館の街をきれいにする市民運動協議会との連携	町会・自治会、学校・PTA、老人クラブなどの団体で組織され、環境美化とごみの減量の促進を目的に設立された「函館の街をきれいにする市民運動協議会」との連携により、さらなる環境美化の実践や集団資源回収の促進など、環境の保全やごみの減量化・再資源化を推進する。

(3) ごみの分別区分等

ア ごみの分別区分・処理主体等

(ア) 家庭系ごみ

種 類		収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処分主体	処分方法
分別	燃やせるごみ	市（委託）・排出者	市（直営）	焼却	市（直営）	埋立
	燃やせないごみ					

区分 (6区分)	缶・びん・ペットボトル		市(直営)	資源化		
	プラスチック容器包装		市(委託)	資源化		
	粗大ごみ				市(直営)	埋立
	乾電池	市(直営)	市(委託)	資源化		
臨時ごみ		市(直営・委託)	市(直営・委託), 市以外	焼却・資源化	市(直営)	埋立

※ 燃やせるごみの焼却処理後に発生する焼却残さの一部はセメント原料として再生利用を図る。

※ 臨時ごみは、町会等の清掃活動により回収したごみおよび不法投棄されたごみ。

※ 日乃出清掃工場整備工事に伴い、焼却処理がしきれない期間の燃やせるごみの一部は、市以外の処理施設に委託し処理する。

(イ) 事業系ごみ

種 類		収集・運搬主体	中間処理		最終処分		
			処理主体	処理方法	処分主体	処分方法	
分別区分 (6区分)	燃やせるごみ	許可業者・排出者・市（委託）	市（直営）	焼却	市（直営）	埋立	
	燃やせないごみ						
	缶	許可業者・排出者	市以外	資源化			
	びん		市（直営）	資源化			
	ペットボトル		市（委託）	資源化			
	プラスチック容器包装						

※ 収集・運搬主体の市(委託)は、戸井支所、恵山支所、楳法華支所および南茅部支所の所管区域(以下「東部4支所所管区域」という。)のみ。

※ 燃やせるごみの焼却処理後に発生する焼却残さの一部はセメント原料として再生利用を図る。

※ 木材、木製品および南茅部支所所管区域から発生する昆布残さ等は、排出者自ら運搬し、または許可業者へ収集運搬を委託し、市以外の中間処理施設に搬入することとする。

※ 日乃出清掃工場整備工事に伴う工事期間中は、草・枝等を原則埋立処分とする。

イ ごみ処理計画量

別記「２０２５年度（令和７年度）ごみ処理計画表」のとおり

(4) 収集運搬

ア 家庭系ごみ

市（委託）が収集する家庭系ごみは、計画路線収集方式を基本とし、東部４支所所管区域の一部区域においては、ステーションからの収集とする。ただし、一度に多量に排出されるものは、排出者自ら運搬し、または許可業者へ収集運搬を依頼し、本市の処理施設へ搬入することとする。

市が行う収集運搬の区分

区 分	排出方法	収集回数
燃やせるごみ	函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則（平成５年函館市規則第３１号。以下「規則」という。）で定めるごみ袋を使用し、または規則で定めるごみ処理券をその排出しようとする一般廃棄物にはり付けて排出すること。	週２回
燃やせないごみ		隔週１回
缶・びん・ペットボトル		
プラスチック容器包装		週１回
粗大ごみ	市に申し込み、市が指定する収集日に、規則で定めるごみ処理券をその排出しようとする一般廃棄物にはり付けて排出すること。	市が指定する日
乾電池	町会館・各支所等に設置している回収箱に排出すること。	随時

イ 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理することが原則であり、排出事業者自らが運搬、または許可業者に委託して処理施設に搬入することとする。ただし、東部４支所所管区域は、燃やせるごみと燃やせないごみについて、市（委託）が収集する。

市が行う収集運搬の区分

区 分	排出方法	収集回数
燃やせるごみ（昆布残さ等を除く。）	規則で定めるごみ袋を使用し、または規則で定めるごみ処理券をその排出しようとする一般廃棄物にはり付けて排出すること。	週２回
燃やせないごみ		隔週１回

ウ 市で収集（処理）しないごみ

規則第２条第１号から第４号までの規定による一般廃棄物で、次の

表の左欄に該当するものは、排出者において処理するものとする。

区 分	例	処理方法
有害性のあるもの	劇薬，農薬	・販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
爆発性または引火性のあるもの	L Pガスボンベ，油，シンナー，消火器	・販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。 ・消火器は特定窓口になっている事業所に相談し、適正な処理を行うこと。
容積がおおむね2立方メートルを超えるもの 重量がおおむね100キログラムを超えるもの 最大の辺または径がおおむね2メートルを超えるもの	ピアノ，ホームタンク（屋外用）	・販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。 ・排出者自ら運搬し、または許可業者へ収集運搬を依頼し、中間処理施設に搬入すること。
自動車，オートバイまたは船舶およびそれらの部品	自動車，オートバイ，タイヤ，バッテリー，マフラー，バンパー，FRP製の船舶，船外機	・販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。 ・排出者自ら運搬し、または許可業者へ収集運搬を依頼し、中間処理施設に搬入すること。
自宅治療で使用した注射針等の鋭利なもの	糖尿病等の治療のため使用した注射針，血糖値の測定のために使用した穿刺針	・処方された病院等に返却すること。
特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物および当該廃棄物に類するもの	ユニット形エアコンディショナー，テレビジョン受信機（プロジェクションテレビ，有機ELテレビを含む。），電気冷蔵庫，電気冷凍庫，電気洗濯機，衣類乾燥機	・販売店に引き取りを依頼するか，排出者自ら運搬し，または許可業者へ収集を依頼し，製造メーカーが指定する指定引取場所もしくは中間処理施設に搬入すること。
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第12項に定める指定再資源化製品であって資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6に定めるものおよび当該製品に類するもの	パーソナルコンピュータ，ワードプロセッサ	・製造メーカーの自主回収ルートで処理すること。 ・排出者自ら運搬し，または許可業者へ収集運搬を依頼し，中間処理施設に搬入すること。
	密閉形蓄電池，ボタン電池（リチウムコイン電池を除く。）	・販売店または協力店の回収箱に搬入すること。
堅牢で処理が困難なもの	灯油タンク（90リットル以上のもの），電子レンジ，ドラム缶	・販売店等に相談し，適正な処理を行うこと。 ・排出者自ら運搬し，または許可業者へ収集運搬を依頼し，中間処理施設に搬入すること。

エ 収集運搬許可業者

(3)および(4)の許可業者（限定付き許可業者を除く。）とは，次の表に掲げる者をいう。

名 称	所 在 地
恵山地方公清企業組合	函館市日ノ浜町169番地

株式会社亀田清掃	函館市赤川町90番地の4
有限会社亀谷産業	函館市神山3丁目5番30号
協栄廃棄物処理有限会社	函館市海岸町21番14号
有限会社クリーンラビツシュ寺谷	函館市高松町571番地193
株式会社グリーン清掃	函館市東山町144番地201
株式会社佐々木事業所	函館市鍛冶2丁目16番7号
有限会社杉村清掃	函館市赤川町547番地
有限会社杉本衛生設備	函館市西桔梗町589番地6
有限会社第一清掃	函館市桔梗5丁目41番1号
函館環境衛生株式会社	函館市金堀町5番23号
株式会社函館公清	函館市西桔梗町589番地
はこだて清掃株式会社	函館市上湯川町314番地
有限会社丸七運輸	函館市尾札部町344番地の1
株式会社南北海道清掃公社	函館市戸倉町8番6号
株式会社湯川清掃	函館市戸倉町23番1号
有限会社米田清掃	函館市上湯川町293番地の31

(5) 中間処理等

ア 処理方法

(ア) 焼却処理

燃やせるごみは、日乃出清掃工場において焼却処理する。なお、焼却処理後に発生する焼却残さの一部はセメント原料として再生利用を図る。

(イ) 資源化处理

a リサイクルセンター

家庭系ごみの缶・びん・ペットボトルおよび事業系ごみのびんは、リサイクルセンターにおいて、選別・破碎・圧縮処理する。

このうち、缶は、再生資源業者へ売却し、びんは最終処分場の路盤材等として利用する。ペットボトルは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）による指定法人ルートおよび独自売却ルートを通じて再生利用を図る。

また、埋立処分場へ自己搬入された自転車、家具類のうち、再生可能なものは、リサイクルセンターに搬入後、修理し、市民に販売する。

b 函館プラスチック処理センター

プラスチック容器包装と事業系ごみのペットボトルは、函館プラスチック処理センターにおいて、選別・圧縮・梱包処理する。

このうち、プラスチック容器包装は、容器包装リサイクル法による指定法人ルートを通じて再生利用を図る。

また、事業系ごみのペットボトルは、独自売却ルートを通じて再生利用を図る。

イ 市の中間処理施設の概要

(ア) 焼却施設

施 設 名	函館市日乃出清掃工場
所 在 地	函館市日乃出町26番2号
処 理 能 力	197t/日(197t/日×1基、なお、2基について令和6年10月から更新工事中であり、令和9年7月供用開始予定) (全連続燃焼式焼却炉)

(イ) 選別・破碎・圧縮施設

施 設 名	函館市リサイクルセンター	
所 在 地	函館市東山町151番地6	
主要な施設	リサイクル施設	リフォーム施設
対 象 品 目	缶・びん・ペットボトル	自転車・家具
処 理 能 力	37.75t/日(5時間)	

ウ 市以外の中間処理施設等の概要

(ア) 破碎施設

a 廃家電品・金属製品等

事 業 所 名	株式会社エコネコル
所 在 地	函館市西桔梗町246番地27の内・28の内
対 象 品 目	廃家電品 パーソナルコンピュータ 灯油タンク(90リットル以上のもの)
処 理 能 力	264t/日(8時間)

b 木製品・木材等

事 業 所 名	株式会社亀田清掃 亀田清掃リサイクルセンター
---------	------------------------

所 在 地	函館市東山町１２１番２０の内
対 象 品 目	木くず
処 理 能 力	８．２ｔ／日（８時間）

事 業 所 名	株式会社サンアール
所 在 地	函館市滝沢町９８番地２の内・１６の内
対 象 品 目	木くず
処 理 能 力	３２ｔ／日（８時間）

事 業 所 名	株式会社猖々谷建設 Ｅ・Ｒ・Ｃ
所 在 地	函館市東山町１３４番２の内
対 象 品 目	木くず
処 理 能 力	６００ｔ／日（８時間）

事 業 所 名	株式会社西武建設運輸
所 在 地	函館市亀田中野町２１９番１４の内
対 象 品 目	木くず
処 理 能 力	１７６ｔ／日（８時間）

(イ) 圧縮施設

事 業 所 名	株式会社馬場本商店
所 在 地	函館市西桔梗町１１２番地の２
対 象 品 目	特定家庭用機器再商品化法第２条第５項に定める特定家庭用機器廃棄物のうち再生できないもの 電子レンジ 灯油タンク（９０リットル以上のもの）
処 理 能 力	２５ｔ／日（８時間）

(ウ) 選別・圧縮・梱包施設

事 業 所 名	函館プラスチック処理センター	
所 在 地	函館市東山町１４９番地の６	
対 象 品 目	プラスチック容器包装	ペットボトル
処 理 能 力	２８ｔ／日（７時間）	３ｔ／日（５時間）

(エ) 乾電池再資源化施設

事 業 所 名	野村興産株式会社 イトムカ鋳業所
---------	------------------

所 在 地	北見市留辺蘂町富士見 2 1 7 番地 1
対 象 品 目	乾電池
処 理 能 力	1 0 0 . 8 t / 日 (2 4 時間)

(オ) 肥料製造施設

事 業 所 名	株式会社ばんけいりサイクルセンター 南茅部事業所
所 在 地	函館市岩戸町 2 6 9 番地
対 象 品 目	昆布残さ、ヒトデ、クラゲ、ホタテ養殖事業に伴って生じる付着物および当該事業に伴い発生する死貝、養殖事業に伴い発生する不要となった海草類および海岸に漂着した海草類（南茅部支所の所管区域から発生するものに限る。）
処 理 能 力	3 0 t / 日 (2 4 時間)

(カ) セメント製造施設

事 業 所 名	太平洋セメント株式会社 上磯工場
所 在 地	北斗市谷好 1 丁目 1 5 1 番
対 象 品 目	焼却灰
処 理 能 力	6 0 0 t / 日 (2 4 時間)

(6) 最終処分

ア 処分方法

七五郎沢廃棄物最終処分場、恵山廃棄物最終処分場および南茅部廃棄物最終処分場において埋立処分を行う。

七五郎沢廃棄物最終処分場では、燃やせないごみ、粗大ごみ、焼却残さおよび資源化処理残さ等の処分を行う。

このうち、燃やせないごみおよび粗大ごみについては、鉄、アルミニウム等の金属類を回収し、再生資源業者へ売却することにより、有用な資源としての活用を図る。

恵山廃棄物最終処分場および南茅部廃棄物最終処分場では、燃やせないごみから金属類を回収し、再生資源業者へ売却する。

イ 最終処分場の概要

施 設 名	函館市七五郎沢廃棄物最終処分場
所 在 地	函館市東山町 1 5 0 番地 1
埋立地面積	約 2 5 8 , 0 0 0 平方メートル
埋立地容量	約 4 , 1 1 2 , 0 0 0 立方メートル
残 余 容 量	約 5 9 4 , 0 0 0 立方メートル (令和 7 年 2 月 2 8 日現在)

埋立方式	準好気性層状埋立
------	----------

施設名	函館市恵山廃棄物最終処分場
所在地	函館市高岱町428番地1
埋立地面積	約10,000平方メートル
埋立地容量	約18,300立方メートル
残余容量	約9,360立方メートル（令和7年2月28日現在）
埋立方式	準好気性層状埋立

施設名	函館市南茅部廃棄物最終処分場
所在地	函館市豊崎町209番地1
埋立地面積	約5,500平方メートル
埋立地容量	約17,400立方メートル
残余容量	約6,840立方メートル（令和7年2月28日現在）
埋立方式	準好気性層状埋立

3 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

生活排水は、下水道事業計画区域では公共下水道、それ以外の区域では、合併処理浄化槽により処理することを基本とする。

このうち、本計画において処理対象としているし尿（汲み取りし尿）および浄化槽汚泥は、次のとおり処理する。

(2) し尿および浄化槽汚泥の処理計画

ア し尿および浄化槽汚泥の排出量等

項目		人口 (人)	年間排出量 (kl)	収集量 (kl)	処理量 (kl)
総数		237,285	40,420	40,420	40,420
汲み取りし尿	市（委託）収集	20,761	31,337	31,337	31,337
	許可業者収集		4,632	4,632	4,632
	計	20,761	35,969	35,969	35,969
下水道		210,890			
浄化槽汚泥		5,634	4,451	4,451	4,451

※ 人口は2024年（令和6年）9月末現在

イ 処理主体

区 分	収集・運搬主体	処理主体
汲み取りし尿	市（委託）・許可業者	市（直営）
浄化槽汚泥	許可業者	

ウ 収集運搬

(ア) 一般の家庭から排出されるし尿の収集は、次に掲げる区域の区分に応じ、次に定めるところによる。

- a 下水道法第2条第8号に規定する処理区域のうち、入舟町、船見町、弥生町、弁天町、大町、末広町、元町、青柳町、谷地頭町、住吉町、宝来町、東川町、豊川町、大手町、栄町、旭町、東雲町、大森町、松風町、若松町、千歳町、新川町、上新川町、海岸町、大縄町、松川町、万代町、浅野町、吉川町、北浜町、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、追分町、亀田町、大川町、田家町、白鳥町、八幡町、宮前町、中島町、千代台町、堀川町、高盛町、宇賀浦町、日乃出町、的場町、時任町、杉並町、本町、梁川町、五稜郭町、柳町、松陰町、人見町、金堀町、乃木町、柏木町、川原町、深堀町、駒場町、広野町、湯浜町、湯川町1丁目、湯川町2丁目、湯川町3丁目、戸倉町、榎本町、花園町、日吉町1丁目、日吉町2丁目、日吉町3丁目、日吉町4丁目、上野町、高丘町、滝沢町、見晴町、上湯川町、西旭岡町1丁目、西旭岡町2丁目、西旭岡町3丁目、根崎町、高松町、志海苔町、赤坂町、銭亀町、新湊町、古川町、石崎町、鶴野町、白石町、富岡町1丁目、富岡町2丁目、富岡町3丁目、中道1丁目、中道2丁目、山の手1丁目、山の手2丁目、山の手3丁目、本通1丁目、本通2丁目、本通3丁目、本通4丁目、鍛冶1丁目、鍛冶2丁目、陣川1丁目、陣川2丁目、神山1丁目、神山2丁目、神山3丁目、東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目、美原1丁目、美原2丁目、美原3丁目、美原4丁目、美原5丁目、赤川1丁目、北美原1丁目、北美原2丁目、北美原3丁目、石川町、桔梗町、桔梗1丁目、桔梗2丁目、桔梗3丁目、桔梗4丁目、桔梗5丁目、西桔梗町、昭和町、昭和1丁目、昭和2丁目、昭和3丁目、昭和4丁目、亀田本町、亀田港町の区域（ただし、除外区域を除く。）および東部4支所所管区域は、収集希望に沿って収集する。ただし、申込みがあった場合は、そのつど収集する。

ｂ aに掲げる区域以外の区域は、原則として月１回収集する。

ただし、申込みがあった場合は、そのつど収集する。

(イ) 事業所等から排出されるし尿は、排出者自らが許可業者に委託して市の処理施設に搬入するものとする。

(ウ) 浄化槽汚泥は、排出者自らが許可業者に委託して市の処理施設に搬入するものとする。

エ 収集運搬許可業者

(2)の許可業者とは、次の表に掲げる者をいう。

名 称	所 在 地
恵山地方公清企業組合	函館市日ノ浜町１６９番地
株式会社亀田清掃	函館市赤川町９０番地の４
有限会社亀谷産業	函館市神山３丁目５番３０号
函館環境衛生株式会社	函館市金堀町５番２３号
はこだて清掃株式会社	函館市上湯川町３１４番地
有限会社村上清掃	函館市川汲町９８６番地１１

オ し尿・浄化槽汚泥の処理

(ア) 処理方法

し尿および浄化槽汚泥は、市のし尿処理施設に搬入し前処理した後、下水道消化槽への投入、または希釈して公共下水道へ放流する方法で処理を行う。

(イ) 処理施設の概要

施 設 名	函館市し尿処理場
所 在 地	函館市日乃出町２６番２号
処 理 能 力	２４４kl／日

(3) 普及促進に係る支援

下水道事業計画区域では、改造資金の貸付制度により汲み取り便所の水洗化を図っていくとともに、それ以外の区域では合併処理浄化槽の設置費補助制度により合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

(4) その他広報・啓発活動

ホームページ等の各種広報媒体により、生活排水が環境に与える影響や生活排水処理の必要性などを普及啓発するとともに、浄化槽の指定検

査機関や保守点検業者と連携のうえ、適正な維持管理を確保する。

別記

2025年度（令和7年度）ごみ処理計画表

区 分		年間 排出量 (t)	収集量(t)				処理量(t)				
			直営・ 委託収集	許可業者 収集	自己搬入	計	焼 却	埋 立	資源化	市 外	計
総 数		89,486	47,607	31,086	10,793	89,486	67,063	11,520	7,803	3,100	89,486
家庭系 ごみ	燃やせるごみ	40,042	37,544	1,122	1,376	40,042	36,942		0	3,100	40,042
	燃やせないごみ	6,593	2,330	1,228	3,035	6,593	14	6,085	494		6,593
	缶・びん・ペットボトル	4,019	4,002	0	17	4,019	278	269	3,472		4,019
	プラスチック容器包装	2,685	2,685	0	0	2,685	139	1	2,545		2,685
	粗大ごみ	586	586	0	0	586	81	415	90		586
	雑ごみ（臨時ごみ・乾電池・小型家電等）	178	178	0	0	178	16	31	131		178
	計	54,103	47,325	2,350	4,428	54,103	37,470	6,801	6,732	3,100	54,103
事業系 ごみ	燃やせるごみ	32,740	272	27,059	5,409	32,740	29,526	3,214	0		32,740
	燃やせないごみ	1,679	10	733	936	1,679	5	1,466	208		1,679
	びん・ペットボトル	949	0	929	20	949	61	38	850		949
	プラスチック容器包装	15	0	15	0	15	1	1	13		15
	計	35,383	282	28,736	6,365	35,383	29,593	4,719	1,071	0	35,383

※ 2025年(令和7年)1月末人口：236,065人

※ 家庭系燃やせるごみの市外処理は、渡島廃棄物処理広域連合（2,900t）および札幌市（200t）での委託による焼却処理

※ 事業系燃やせるごみの埋立処理は、事業者が搬入する草や枝等